

自治会、PTA、
マンション管理組合など

個人情報保護法の 対象となります

平成29年5月29日以前は、取り扱っている個人情報の数が5,000人分以下の事業者は個人情報保護法の対象外となっていたましたが、現在は個人情報を扱うすべての事業者が法の対象になります。自治会・町内会、PTA、マンション管理組合、同窓会、サークル、NPO法人などの団体も個人情報保護法の対象になります。

ポイント！

個人情報は**目的を示して**収集する。

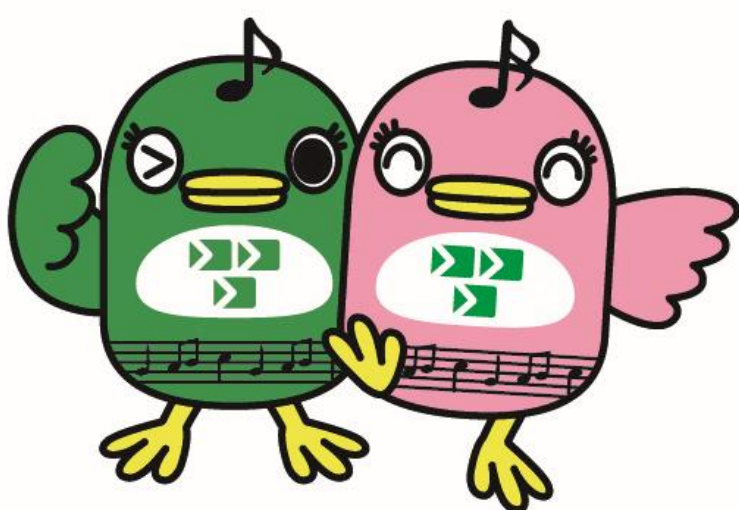
明示例：利用目的を記載した紙に個人情報を書いてもらう。あらかじめホームページや店頭などで利用目的を公表しておく。

目的以外の利用はしない。勝手に他人に渡さない。

収集する際に示した目的以外に利用しないでください。目的以外に利用したい場合は、法令に基づく場合等を除き、本人から同意をもらうことが原則です。

個人情報は**安全に**管理する。

例：パスワード設定や、ウィルス対策ソフトをパソコンに入れる。鍵のかかるロッカーで保管する。名簿を配布した人が紛失や転売等をしないように注意を呼びかけることも重要です。



詳細は習志野市役所ホームページをご覧ください



個人情報保護法に関する質問

個人情報保護法質問ダイヤル 03-6457-9849

受付時間 9時30分～17時30分（土日祝日及び年末年始を除く）